路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	敦賀市赤崎三〇号カブラ谷二番一から浜田一三番一まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十九日

○近畿地方整備局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福井県大飯郡おおい町尾内二五字東浜田二番二から同町尾内三三字道ノ下一七番三まで	前	一〇・三〇～一三・八二メートル	〇・三五七キロメートル
	後	一一・五七～一六・九七メートル	〇・三五七

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県大飯郡おおい町尾内二五字東浜田二番二から同町尾内三三字道ノ下一七番三まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十九日

○四国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百八十号	大洲市東大洲一一二五番地先から同市東大洲一一二八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十九日

○四国地方整備局告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十六号　大洲市東大洲一一二五番地先から同市東大洲一一二八番一地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月二十九日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢八二五八番二から同町柳井川字鉢八二五九番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月三十日

○四国地方整備局告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　三十三号　愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢八二五八番二から同町柳井川字鉢八二五九番一まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月三十日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び百九十四号